

日 時:令和8年8月20日(木)13時30分～15時
場 所:アバンセ4階 第一研修室

<意見交換(1)>

佐賀県地域福祉支援計画の改定について

1 地域福祉支援計画の趣旨と位置づけ

2 計画改定の方角について

Ⅰ 地域福祉支援計画の趣旨と位置づけ

佐賀県地域福祉支援計画の改定について

I 地域福祉支援計画の趣旨と位置づけ

<計画の趣旨>

- ・都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項※を一体的に定める計画（「都道府県地域福祉支援計画」）を策定する。

※「次に掲げる事項」は次のスライド15に記載の6項目

（社会福祉法第108条より）

- ・地域福祉の推進は、市町村の地域福祉計画が中心。支援計画は、あくまでも、市町村の自主的な地域福祉計画の推進を支援するためのもの。

（厚労省「都道府県地域福祉支援計画策定ガイドライン」より）

<位置づけ>

- ・支援計画は各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の「上位計画」
- ・各福祉分野の計画において、支援計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その既定の計画の全部又は一部をもって 支援計画の一部とみなすことができることとする。

（厚労省「都道府県地域福祉支援計画策定ガイドライン」より）

2 計画改定の方角について

佐賀県地域福祉支援計画の改定について

2 計画改定の方角について

地域福祉を取り巻く社会・人口構造などの変化

佐賀県地域福祉支援計画Ver.6策定(R5)以降

少子高齢化の進展や人口減少などの社会環境の変化により...

- ▶ 「2040年」にかけて団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど「**高齢化**」の進行
- ▶ 単身世帯の増加や地域、職場のあり方の変化により、人と人とのつながりや支え合い機能の「**希薄化**」
- ▶ 高齢、障害、生活困窮をはじめ複数の課題が重複するなど、福祉ニーズの「**多様化、複雑化**」
- ▶ 能登半島地震及び豪雨(R6.1、9)や熊本地震(R8.7)などを踏まえた「**災害対応の諸課題・ニーズへの対応**」

＜まとめ＞

- ・「2040年」にかけて、高齢人口の増加や福祉分野での人材不足など、**地域福祉を支える担い手が減少**
- ・家族や地域など、人と人とのつながりや支え合い機能の希薄化により、**誰もが孤独や孤立に陥る可能性**
- ・多様化・複雑化する課題に対応するため、地域の実情に応じて**包括的な支援体制を整備する必要性**
- ・令和6年の能登半島地震・豪雨、令和8年の熊本地震など、**災害対応力の充実・強化の重要性**

佐賀県地域福祉支援計画の改定について

2 計画改定の方角について

基本理念

すべての人に「居場所と出番」があり、つながり広がる地域共生社会

～人を大切に 住民とともに支える地域福祉～



次期計画Ver.7で目指す方向

制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、「支える側」「支えられる側」を固定しない関係づくりを進め、誰もが孤立せず、安心して暮らせる地域共生社会を目指している。

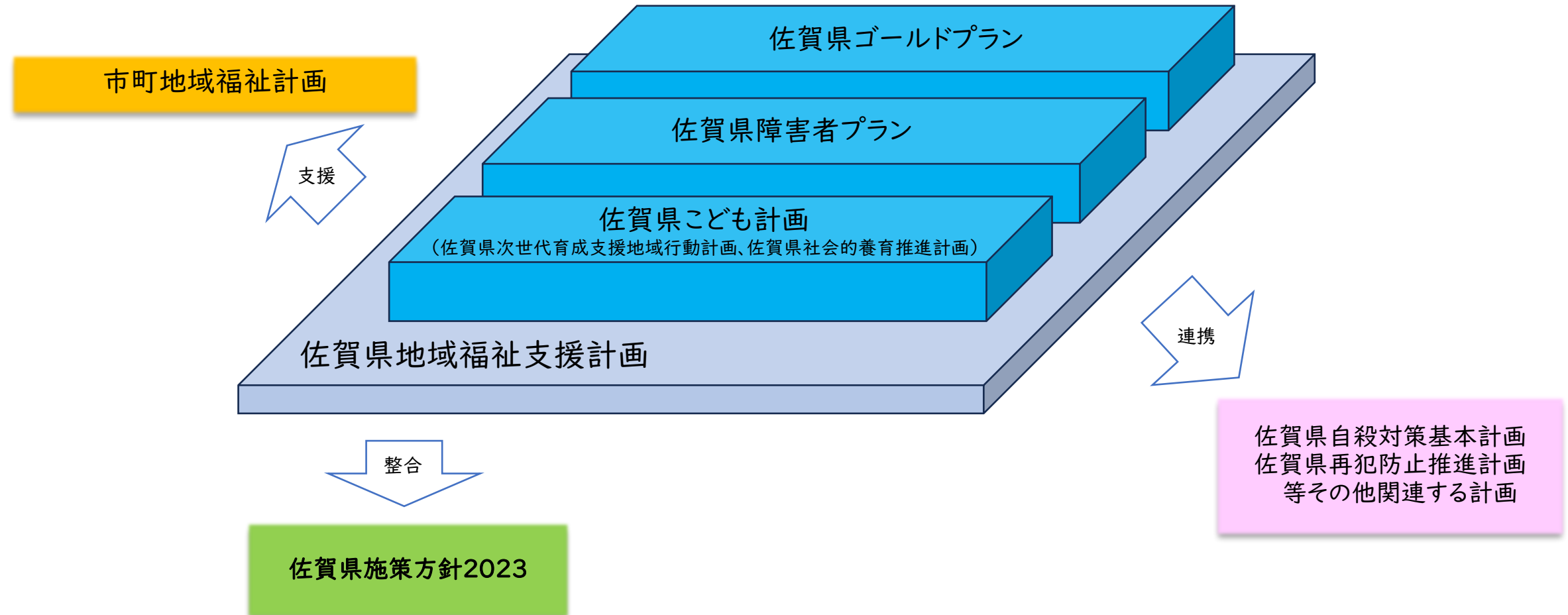
今後、2040年にかけて、人口減少・高齢化・人間関係の希薄化・課題の複雑化が進むことが考えられることから、住民同士がつながり、互いに支え合う地域福祉の充実を一層推進していくことが求められている。

～いつでも、誰でも、頼ることができる「とまり木のある地域社会」へ～

佐賀県地域福祉支援計画の改定について

2 計画改定の方角について

地域福祉支援計画の位置付け



佐賀県地域福祉支援計画の改定について

2 計画改定の方角について

地域福祉支援計画Ver.7(イメージ)

テーマ1 人や居場所づくり(仮)

- 地域共生社会を支え合う担い手・居場所への支援
- 福祉に関わる多様な人材の確保・育成・定着
- 人にやさしいまちづくり(さがすたいる)の推進

テーマ2 仕組みづくり(仮)

- 分野横断的な課題への対応
- 福祉分野と関連する分野との連携
- 利用者主体の福祉サービスの提供

法改正事項を追加

テーマ3 もしものときの備えづくり(仮)

- 災害に備えた福祉的支援体制の充実
- 高齢化を見据えたシニアへの支援

佐賀県地域福祉支援計画の改定について

Ver. 7目指す方向

地域福祉支援計画Ver. 7（イメージ）

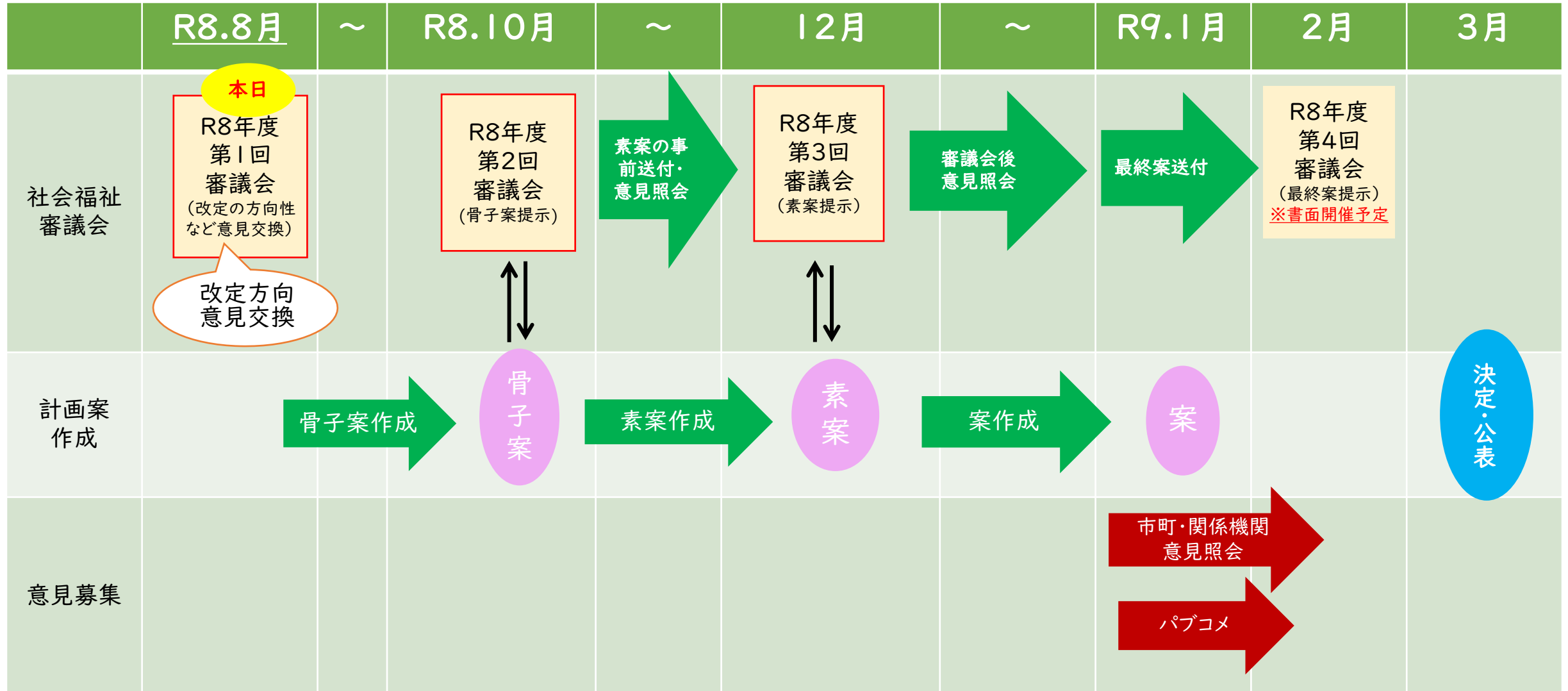
～いつでも、誰でも、頼ることができる「とまり木のある地域社会」へ～

人や居場所づくり（仮）	仕組みづくり（仮）	もしものときの備えづくり（仮）
<u>①地域共生社会を支える 担い手・居場所への支援</u> ➢ CSOとの協働 ➢ 民生委員の確保、活動への支援 ➢ 地域における様々な担い手の育成 ➢ 地域共生ステーションの推進	<u>①分野横断的な課題への対応</u> ➢ 孤独・孤立対策の推進 ➢ 包括的な支援体制整備 ➢ 再犯防止に向けた取組 ➢ 生活困窮者への自立支援 国のガイドラインを踏まえて記載	<u>①災害に備えた 福祉的支援体制の充実</u> ➢ 被災者に寄り添ったきめ細かい支援体制の充実 ➢ 誰もが安心できる避難体制の整備・推進
<u>②福祉に関わる 多様な人材の確保・育成・定着</u> ➢ 多様な人材の養成、確保、定着支援 ➢ 福祉におけるDXの推進	<u>②福祉分野と関連する分野との連携</u> ➢ 保健医療、労働、教育、住まい、地域再生に関する施策との連携 ➢ 消費者の利益の擁護及び増進	<u>②高齢化を見据えた シニアへの支援</u> ➢ 身寄りのない高齢者等への対応 ➢ 成年後見制度の利用促進等
<u>③人にやさしいまちづくり （さがすたいる）の推進</u> ➢ さがすたいるの推進 ➢ パーキングパーミットの推進	<u>③利用者主体の福祉サービスの提供</u> ➢ 運営適正化委員会（苦情解決制度） ➢ 福祉サービス第三者評価事業 各テーマの取組の中に『市町を支援する内容』を記載	『就労』や『住居』※に関する支援内容も各取組の中で記載 ※就労が困難な方への支援や ※住宅確保要配慮者への支援

佐賀県地域福祉支援計画の改定について

最新

改定スケジュール(予定)



御意見をいただきたいこと

- ・日頃の活動を通じて把握した現場の実情や課題
- ・次期計画Ver.7で目指す方向
- ・次期計画Ver.7で掲げたテーマ設定とテーマごとの施策
- ・佐賀県らしい計画として、盛り込むべき事項、佐賀県の特徴、強みなど

スライド7

スライド9、10

委員の皆様へのお願い

本日の審議会で発言できなかったことや、
追加の御意見などございましたら、
是非、事務局までお寄せください。

皆さまの忌憚のない御意見をお待ちしております。

※御意見は 9月11日(金)までにお寄せください。

<連絡先>事務局(県健康福祉部社会福祉課 地域福祉担当)

Tel:0952-25-7053 FAX:0952-25-7264

メール:syakaifukushi@pref.saga.lg.jp

参考資料

- 社会福祉法第108条（都道府県地域福祉支援計画）

（抜粋）

都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（「都道府県地域福祉支援計画」）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項
- 六 地域における保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に関する事項（新設）

今回の法改正で新設

- 社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）※ 県内全20市町が策定済

（抜粋）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（「市町村地域福祉計画」）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

県地域福祉支援計画の位置づけ

- 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（「都道府県地域福祉支援計画」）を策定する。（社会福祉法第108条より抜粋）
- 地域福祉の推進は、市町村の地域福祉計画が中心であることから、支援計画は、あくまで、市町村の自主的な地域福祉計画の推進を支援するためのものである。このため、支援計画には、市町村の裁量を狭め、地域福祉計画の策定意義を失わせるような詳細な規則等を置かないことが適当である。
（厚労省「都道府県地域福祉支援計画策定ガイドライン」より抜粋）
- 支援計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の上位計画であり、老人福祉計画、介護保険事業支援計画、医療介護総合確保促進法に基づく都道府県計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業支援計画、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画、健康増進計画、医療計画、その他の関連する計画と調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要がある。
（厚労省「都道府県地域福祉支援計画策定ガイドライン」より抜粋）
- 都道府県が既に策定している他の計画において、支援計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その既定の計画の全部又は一部をもって支援計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の計画の全部又は一部をもって支援計画の一部とみなす旨を、支援計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。（厚労省「都道府県地域福祉支援計画策定ガイドライン」より抜粋）